平成２２年（フ）第８１号
千葉県富里市日吉台６丁目23番地17
債務者　勇　大治郎
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第８２号
千葉県富里市日吉台６丁目23番地17
債務者　勇　千枝子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第８３号
千葉県富里市日吉台６丁目23番地17
債務者　勇　眞利子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第８５号
千葉県佐倉市井野1667番地５
債務者　雨宮　麻衣
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第８７号
千葉県八街市八街ほ974番地５
債務者　根本　智子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第８８号
千葉県印西市大森4403番地１　フィオーレ鈴木206号
債務者　松浦久美子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第９１号
千葉県印西市内野２丁目６番地７棟104号
債務者　山口　敏彦
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第９７号
千葉県成田市東和田738番地２
債務者　久保　敦子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第９８号
千葉県成田市成井386番地66
債務者　齋藤めぐみ
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第９９号
千葉県八街市榎戸922番地30　ボナールＥ101号室
債務者　若菜　孝則
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１００号
千葉県成田市高810番地
債務者　菅沢　照子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１０８号
千葉県八街市山田台342番地４
債務者　大橋よし子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１０９号
千葉県佐倉市新臼井田12番５号
債務者　高橋　竜太
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１１８号
千葉県佐倉市上志津1599番地20　プライム志津202
債務者　川村　泰喜
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１２０号
千葉県四街道市池花１丁目22番18号
債務者　野原由美子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１２５号
千葉県佐倉市千成３丁目12番13号
債務者　宇田川正治
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２７２号
愛知県岡崎市不吹町１番地11　ガーデンタウン花水木Ａ―103
債務者　平岩　友美
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
愛知県豊橋市前田南町２丁目２番地の13
債務者　熊谷　吉松
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部